

5 . 法曹養成研究科

法曹養成研究科の研究目的と特徴	・ ・ ・ ・ ・	5 - 2	
分析項目ごとの水準の判断	・ ・ ・ ・ ・	5 - 3	
分析項目	研究活動の状況	・ ・ ・ ・ ・	5 - 3
分析項目	研究成果の状況	・ ・ ・ ・ ・	5 - 9
質の向上度の判断	・ ・ ・ ・ ・	5 - 14	

法曹養成研究科の研究目的と特徴

- 1 熊本大学大学院法曹養成研究科（以下、「本研究科」という。）は、専門職大学院として、法理論的な関心に基づいた研究のみでなく、法実務的な関心に裏付けされた研究をも行うことを通じて、研究の成果を広く国内外に公表するなど、研究による知的成果を積極的に多様な形で社会に還元することで、自由かつ公正な社会を実現することを目的とする。
- 2 本研究科では、研究目的を達成するために、研究者の自由な発想に基づく個性と創造性豊かな卓越した研究を推進するとともに、社会のニーズに応える共同研究を推進するという目標を設定している。
- 3 個々の教員は、外部資金の積極的な獲得という全学の方針に従って、科学研究費の申請を積極的に行い、理論的な研究の充実を図っている。
- 4 重点領域研究として、「社会の「法化」に最適な司法制度と紛争解決システムの構築 - 法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携 - 」についての共同研究を推進しており、これは世界をリードする独創的かつ卓越した学術研究を目指す拠点形成研究Bに採用されている。
- 5 本研究科は、法曹養成のための専門職大学院として、従来の学部・大学院教育に比べて一層の教育成果を挙げることが要請されるため、法理論と実務を架橋する教育方法についての研究を積極的に行っている。そのため、法科大学院等専門職大学院教育推進プログラムや専門職大学院等教育推進プログラムによる単独プロジェクトや、他の法科大学院との共同プロジェクトにおいて、臨床教育充実のためのシステム構築とそれを用いた教育方法の研究を行っている。
- 6 本研究科は、臨床教育の方法の研究を前提として、臨床教育の一環として司法過疎地域を含む広域的な無料法律相談事業をプロボノ活動として数次にわたって実施するなど、教育方法を実践していく中で、地域社会における法的ニーズに応える顕著な寄与・貢献をしている。

[想定する関係者とその期待]

以上の目的・特徴等に照らして、本研究科では、在校生及び修了者、その雇用主、さらには、本研究科と関係ある地域社会等といった関係者を想定し、対象となる在校生、修了者、及びその雇用主からは、最新の研究成果を反映した最新の教育を行うこと、本研究科と関係ある地域社会からは本研究科が地域の法的紛争に対する積極的な解決への関わりを行うといった期待を受けている。

分析項目ごとの水準の判断

分析項目 研究活動の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究活動の実施状況

(観点に係る状況)

本研究科の論文・著書等の研究業績や学会での研究発表の状況は、各教員は法理論と法実務など学術的課題に対する関心に沿って研究を進め、学術図書、専門雑誌、本研究科紀要「熊本ロージャーナル」等だけでなく(資料1-A)、個々の教員の所属学会(資料1-B)や、熊本法律研究会などの研究会での報告等により、創造的活動の成果を広く公表している。

本研究科の法学部との共同研究として、「社会の「法化」に最適な司法制度と紛争解決システムの構築 - 法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携 - 」に関する研究を行い、その成果を『法化社会と紛争解決』(熊本大学法学会叢書)として2006年に出版している(資料1-C)。

本研究科は、専門職大学院として設置され、従来の学部・大学院教育に比べて一層の教育成果を挙げることが要請されるため、法理論や法実務に関する研究の他に、法理論と実務を架橋する教育方法の研究を積極的に行う必要がある。そこで、本研究科は文部科学省の法科大学院等専門職大学院教育推進プログラムや専門職大学院等教育推進プログラム(資料1-D)において、本研究科単独の法律相談のサイバー化を行う「サイバー・クリニック・システムの構築」(資料1-E、F)、サイバー・クリニック・システムの構築、ローセンターを活用した臨床教育の高度化を行う「ローセンターを活用した臨床教育の高度化」のプロジェクト(資料1-G)、九州の3大学(平成19年度から琉球大学が参加して4大学)教育連携の法曹養成プロジェクトや、名古屋大学などと共同で「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」(資料1-H、I)等を実施して、専門職大学院としての新たな教育方法の研究と改善を推進している。その成果は、三度にわたる国際シンポジウムで発表している(資料1-J)。また、「ローセンターを活用した臨床教育の高度化」のプロジェクトでは、臨床教育の方法の研究を前提としてのみならず、臨床教育の一環として、司法過疎地域を含む広域的な無料法律相談事業のプロボノ活動を、平成20年5月18日に人吉市役所で実施し、遺言・相続、金銭貸借、損害賠償など14件の無料相談を受けるなど、数次にわたって実施し、地域社会における法的ニーズに応えるべく顕著な寄与・貢献をしている。(資料1-K)

本研究科は、高額の科学研究費補助金や競争的外部資金、さらに寄附金などを獲得してきている。なかでも、科学研究費補助金は年々採択額が増大している。(資料1-L、M、N)

資料1-A 研究成果発表件数(出典:全学保有データを基に作成)

年 度	論文等発表件数			学会等発表件数	
	学術論文	学術著書	その他	国内	国外
平成16年度 (構成員20名)	11	2	7	0	0
平成17年度 (構成員21名)	9	4	11	6	1
平成18年度 (構成員20名)	5	8	19	4	0
平成19年度 (構成員19名)	8	4	5	0	1

資料 1 - B 教員の所属学会（出典：全学保有データを基に作成）

公法系

日本公法学会、日米法学会、比較憲法学会、日本財政法学会、日本自治学会、日本地方自治学会、
租税訴訟学会、ドイツ憲法判例研究会、全国憲法研究会、憲法理論研究会

私法系

日本私法学会、金融法学会、民事訴訟法学会、国際私法学会、国際法学会、国際経済法学会、
国際商取引学会、日本農業法学会

刑事系

日本刑法学会、日本法社会学会、比較家族史学会

社会法系

日本労働法学会、日本社会保障法学会

地方学会

日本刑法学会九州部会、関西アメリカ公法学会、九州法学会

資料 1 - C 大学院先導機構における拠点形成研究 B による研究業績

（出典：吉田勇編『法化社会と紛争解決システム』（成文堂・2006年）所収）

山本悦夫「法化社会と裁判を受ける権利」

中川義朗「建築行政における紛争予防・実効性確保のための法と政策に関する若干の考察」

小野義美「高齢者の財産をめぐる紛争予防システム」

多田 望「国際倒産における紛争解決システム」

資料 1 - D 形成支援・教育推進プロジェクトにおける教育方法の研究

（出典：全学保有データを基に作成）

法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム（平成 16 年～18 年）

「サイバー・クリニック・システムの構築」プロジェクト	臨床教育方法の研究
「九州三大学連携法曹養成」プロジェクト	実習科目教育方法の研究
「実務技能教育教材共同開発共有」プログラム	実務技能教育教材の研究
専門職大学院等教育推進プロジェクト（平成 19 年～20 年）	
「ローセンターを活用した臨床教育の高度化」プロジェクト	臨床教育方法の研究
「九州・沖縄連携実習教育高度化」プロジェクト	実習科目教育方法の研究
「実務技能教育指導要綱作成」プロジェクト	実務技能教育指導方法の研究

資料 1 - E 平成 17 年度「サイバー・クリニック・システムの構築」の実績

(出典：実績報告書から抜粋)

プロジェクトの実績

「コンテンツ配信システム」の設備基盤整備：平成 16 年度補助事業で整備した「遠隔クリニック・システム」と共に「サイバー・クリニック・システム」を構成する「臨床コンテンツ配信システム」の基盤整備を行った。

臨床教育コンテンツの充実：臨床教育の教材として、『法律相談模擬問題』、『立替金返還請求事件』を作成した。

サイバー・クリニック・システムの評価、検証：法科大学院と協力法律事務所間において、「遠隔クリニック・システム」の稼働実験に着手し、平成 18 年度カリキュラムの実施に向けた準備を行った。

研究会等の開催による運営体制の強化：を開催して、臨床教育のあり方について、教員と学生の知見の共有化に努めた。

国内外のリーガル・クリニック、法曹教育の情報化に関する調査研究：米国ハワイ大学ロースクールが臨床教育を実施している司法機関等のうち、最高裁判所・巡回裁判所・地方裁判所及び最高裁判所図書館を視察した。また、米国ロースクール視察報告を受けて、法曹教育における IT 利用の現状と課題について、検討を行った。

資料 1 - F 平成 18 年度「サイバー・クリニック・システムの構築」の実績

(出典：実績報告書から抜粋)

プロジェクトの実績

IP テレビ会議システムを拡充することにより、附属臨床法学教育研究センター（ローセンター）において遠隔地の弁護士過疎地域における法律相談にも対応できるようになり、併せてリーガル・ネットワークの充実を図った。

グループウェア(ファーストクラス)の導入により、臨床教育(リーガル・クリニック)の教育方法の改善を図った。

カナダ・ビクトリア大学ロースクール及びブリティッシュ・コロンビア大学ロースクールを視察して、理論と実務の融合としての臨床教育カリキュラムと臨床教育の実践の場を調査した。

リーガル・クリニックの教材として、法律相談のシナリオ及び文字データを組み込んだ映像教材の試作に取り組んだ。

資料 1 - G 平成 19 年度「ローセンターを活用した臨床教育の高度化」の実績

(出典：実績報告書から抜粋)

プロジェクトの実績

司法過疎地域における広域法律相談事業を実施して、現実社会に生起する法律問題を素材にした理論と融合した実務教育に向けた実践を試行した。また、法律相談の一部では、既に開発済みのテレビ会議による法律相談を取り入れた。

新たに法律相談電子カルテシステムを開発し、臨床教育の高度化と教育効果の著しい向上を図った。この電子カルテには SOAP 形式を導入して、Subjective (相談内容、相談者の訴え)、Objective (要件事実の確認、法的問題点の確認、法的情報の収集)、Assessment (法的分析、判断)、Plan (問題解決の方向性、相談者への説明) という内容で構成した。広域法律相談で得られた典型事例の一部については、SOAP 形式による電子カルテの試作を行った。

国内臨床教育機関の視察の一環として、平成 19 年度大学教育改革プログラム合同フォーラムに参加して、その中から全国の法科大学院の優れた臨床教育への取り組みに関する示唆に富む情報を得ることができた。

米国ニューヨーク大学ロースクールを視察して、臨床教育を実施する施設の活動状況と臨床教育カリキュラムについて新たな知見と資料の収集を行った。

臨床教育に関する研究会等を開催し、本取組の公表と併せて、他大学等の臨床教育への取組との比較・検討を行った。

ローセンター (附属臨床法学教育研究センター) で実施している無料法律相談 (週 1 回) を活性化して、リーガル・クリニックの充実と高度化を図った。

資料 1 - H 平成 18 年度実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト

(出典：実績報告書から抜粋)

プロジェクトの実績

音響設備・プロジェクター設備を導入し、また、ディスプレイを機能拡充することにより、法廷教室における実務技能教育の環境の整備を行って、模擬裁判の映像化に取り組み、映像教材の作成に努めた。

資料 1 - I 平成 19 年度実務技能教育指導要綱作成プロジェクト

(出典：実績報告書から抜粋)

プロジェクトの実績

名古屋大学・早稲田大学・広島大学・岡山大学が拠点校となって推進している民事模擬裁判、刑事模擬裁判、民事ロイヤリング、刑事ロイヤリングに関するティーチング・マニュアル作成に向けた会議に参加して、模擬裁判やロイヤリングに関する実務教育の授業指針の検討を行った。また、プロジェクトの実務技能教育を円滑に実施するため、法廷教室の法廷収録システムの保守管理を行った。

名古屋大学・早稲田大学・広島大学・岡山大学が拠点校となって、民事模擬裁判・刑事模擬裁判・民事ロイヤリング・刑事ロイヤリングについて各ティーチング・マニュアルを作成し、刊行した。

資料 1 - J 国際シンポジウム（出典：本研究科ホームページを基に作成）

「臨床教育の現状と課題 法学と医学の教育現場から」 (2006年2月20日)	米国ハワイ大学ロースクールと本学 医学部から各2人の教授を招いて、日米の臨床教育の比較、法学と医学における臨床教育の比較検討を行った。
「法科大学院における教育連携の新たな可能性」 (2007年1月27日～28日)	テレビ会議システムを活用して、熊本大学、九州大学、鹿児島大学、シドニー大学の各ロースクール間をインターネットで結び、法科大学院における教育連携の可能性や連携の事例について報告と討議を行った。
「刑事クリニックの課題と展望 ハワイ大学ロースクールの実践に接して」 (2007年3月8日)	ハワイ大学ロースクールからバージニア・ヘンチ教授やウィリアム・ハリソン教授を招いて、米国刑事クリニックの実践や日本の刑事クリニックについて、報告と討議を行った。

資料 1 - K 無料法律相談会（出典：全学保有データを基に作成）

第1回天草相談会	日時：平成19年10月28日（日） 場所：天草市牛深町牛深総合センター 相談件数：11件 相談事案：遺言・相続、金銭貸借、損害賠償など
第2回水俣相談会	日時：平成20年2月3日（日） 場所：水俣市秋葉会館 相談件数：6件 相談事案：遺言・相続、金銭貸借、離婚など
第3回阿蘇相談会	日時：平成20年3月30日（日） 場所：阿蘇市保健福祉センター 相談件数：4件 相談事案：遺言・相続、金銭貸借、損害賠償など
第4回人吉相談会	日時：平成20年5月18日（日） 場所：人吉市役所 相談件数：14件 相談事案：遺言・相続、金銭貸借、損害賠償など

資料 1 - L 科学研究費補助金

（出典：本研究科ホームページを基に作成）

年 度	内定件数	内定金額
平成16年	3	4,300,000円
平成17年	3	5,300,000円
平成18年	3	5,700,000円
平成19年	4	6,600,000円

資料 1 - M 寄附金（出典：教授会資料から抜粋）

年 度	受入件数	受入金額
平成16年	1	500,000円
平成17年	0	0円
平成18年	0	0円
平成19年	0	0円

資料 1 - N 競争的外部資金（出典：全学保有データを基に作成）

年 度	競争的外部資金区分	採択件数	受入金額
平成 16 年	政府等の助成金（文部科学省）	3	85,500,000 円
平成 17 年	政府等の助成金（文部科学省）	3	47,800,000 円
平成 18 年	政府等の助成金（文部科学省）	3	49,976,000 円
平成 19 年	政府等の助成金（文部科学省）	3	23,500,000 円

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

本研究科教員は法理論と法実務など学術的課題に関して研究を進め、学術図書、専門雑誌、本研究科紀要の他、所属学会等での報告等において成果を公表している。また、法学部と共同して拠点形成研究 B の「社会の「法化」に最適な司法制度と紛争解決システムの構築 - 法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携 - 」の研究を行い、その成果を『法化社会と紛争解決』として出版している。

本研究科は、専門職大学院として、法理論と実務を架橋する教育方法の研究を積極的に行う必要があるため、法科大学院等専門職大学院教育推進プログラムや専門職大学院等教育推進プログラムに積極的に応募し、本研究科単独の「サイバー・クリニック・システムの構築」や「ローセンターを活用した臨床教育の高度化」において臨床教育の高度化の研究を行い、さらに、九州 3 大学（平成 19 年度から 4 大学）教育連携の法曹養成プロジェクトや、名古屋大学などと共同で「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」等を実施して、新たな教育方法の研究と改善を推進し、着実に成果を上げている。なかでも、「ローセンターを活用した臨床教育の高度化」のプロジェクトでは、臨床教育の方法の研究の成果として、広域的な無料法律相談事業を実施し、地域社会における法的ニーズに对应している。また、本研究科は、平成 16 年度から 19 年度にかけて、競争的外部資金を約 2 億円獲得している。

以上の点から、期待される水準を上回ると判断される。

分析項目 研究成果の状況

(1) 観点ごとの分析

観点 研究成果の状況

(観点に係る状況)

研究成果の全体状況としては、SS に該当するものが学術面 1 件、S に該当するものが学術面 3 件あり(資料 2 - A)、また、社会、経済、文化面でも法科大学院用テキストの執筆・出版という重要な研究業績がある。また、大学院先導機構の拠点形成研究にも積極的に取り組み、優れた研究業績を生み出している。

学術面における優れた研究業績の判断は、資料 2 - B の基準に基づき、SS 該当 1 件はタイプ C として、S 該当 3 件はタイプ F として評価されるものである。研究成果による学術面での寄与・貢献の状況は、資料 2 - C に示すとおり、それぞれの領域は異なるが、各自の学問領域における現代的課題の解明を行い、その内容が全国的な学会誌に掲載され、評価も高い(資料 2 - D)ことから、学術面において顕著な寄与をしていると判断できる。また、社会、経済、文化面における優れた研究業績としては法科大学院用テキストとして「倒産法」、「民事再生法」、「国際私法・国際民事手続法」が共著として出版されたが、いずれも当該分野において高く評価されており、社会・経済面における寄与・貢献は大きい。

また、本法科大学院と法学部との共同研究である「社会の「法化」に最適な司法制度と紛争解決システムの構築 - 法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携 - 」は、世界最高水準の研究として、大学院先導機構のもと「拠点形成研究 B」の課題として採用されている。この研究成果は『法化社会と紛争解決』(成文堂、2006)として公刊されており、そこには資料 2 - E に示すような研究論文が掲載されている。これらの研究論文は、憲法、行政法、民法、国際私法など様々な法分野における紛争解決の現状と問題点を提示し、紛争解決システムのあり方についての重要な方向性と施策を提示するものである。本研究は、司法制度審議会の 3 つの柱の一つである「国民の期待に応える司法制度の構築」に応えるための、「紛争に即してその解決システムの適切な選択を援助しうる理論」の新たな構築に向けての基礎固めを行つたものであり、学術面のみならず、社会・経済面においても大きな寄与・貢献をなしていると判断できる。この共同研究では、この成果を踏まえて、引き続き具体的な制度設計の研究が進められており、SS、S につながる研究成果が目指されている。

資料 2 - A 優れた研究業績件数

学術面	SS	1 件
	S	3 件

資料 2 - B 「人と社会（社文系）の科学」に関する研究業績の判断基準

分科名 (細目番号)		法学(3401～3407)	
区分	左記区分と判断した根拠		
	学術面		社会、経済、文化面
SS	<p>タイプA： 論文を掲載した学術誌、並びに学術的著作・作品の書評等を掲載した学術誌が、付表に示す「SSの基準」を満たしている。</p> <p>タイプB： 同学術誌が、付表に示す「Sの基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。 ・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。 ・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。 ・論文の被引用回数が10回以上である。 ・学術的著作・作品にあっては、書評等において高く評価された。</p> <p>タイプC： 同学術誌が、付表に示す「Aの基準」を満たし、かつ下記の条件の1つを満たしている。 ・論文の被引用回数が30回以上である。 ・学術的著作・作品にあっては、書評等が複数の学術誌に掲載され、いずれにおいても研究業績が特に高く評価された。</p> <p>タイプD： 当該業績が、学士院賞、卓越した水準の学会賞・学術賞・国際賞等の受賞に寄与した。</p>	<p>タイプI： 人と社会（社文系）に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が卓越している。</p> <p>タイプJ： 研究成果に関して国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。</p> <p>タイプK： 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が卓越している。</p> <p>タイプL： 研究成果による貢献が卓越しており、国際的な賞、大臣表彰等による顕彰がなされている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディア及び国外のメディアで報道されている。</p>	
S	<p>タイプE： 論文を掲載した学術誌、並びに学術的著作・作品の書評等を掲載した学術誌が、付表に示す「Sの基準」を満たしている。</p> <p>タイプF： 同学術誌が、付表に示す「Aの基準」を満たし、かつ下記の条件の2つを満たしている。 ・学会・国際会議等において、当該業績に関わる招待講演、基調講演を行った。 ・当該業績が科学研究費補助金等の採択に寄与した。 ・論文の被引用回数が10回以上である。 ・学術的著作・作品にあっては、書評等において高く評価された。</p> <p>タイプG： 同学術誌が、付表に示す「Bの基準」を満たし、かつ下記の条件の1つを満たしている。 ・論文の被引用回数が30回以上である。 ・学術的著作・作品にあっては、書評等が複数の学術誌に掲載され、いずれにおいても研究業績が特に高く評価された。</p> <p>タイプH： 当該業績が、優秀な水準の学会賞・学術賞・国際賞等の受賞に寄与した。</p>	<p>タイプM： 人と社会（社文系）に関係する分野において、当該業績の利用・普及状況や地域、産業界での応用・活用状況、政策への具体的な反映状況が優秀である。</p> <p>タイプN： 研究成果が関係者から表彰されている、又は、研究成果が国内のメジャーなメディアで報道されている、又は、実用化研究に必要な大型の競争的外部資金の獲得に寄与している。</p> <p>タイプO： 教科書・啓発書等が権威ある書評などに取り上げられている、長期にわたり広く利用されていることから、貢献が優秀である。</p>	

付表 「人と社会(社文系)の科学」の学術誌の水準判断における Impact Factor の下限値

系	分野	分科	細目番号	学術誌の水準判断における Impact Factor (IF) の下限値			
				SS	S	A	B
人文 社会系	社会科学	法学	3401～3407	3.0	1.8	1.0	0.5
「Bの基準」 の追加条件		Impact Factor が無い場合にあつては、優秀な水準と認められる査読付き学術誌を区分Bとする。例えば、西日本哲学会等、査読体制の整った学会誌等。					
「Aの基準」 の追加条件		Impact Factor が無い場合にあつては、各研究領域において、特に優秀な水準と認められる学術誌を区分Aとする。例えば、日本哲学会、日本倫理学会、日本臨床心理学会、日本国語教育学会、日本家政学会等、各研究領域において日本を代表する学会の機関誌等（公法研究、民商法雑誌、民事訴訟雑誌等を含む）。					
「Sの基準」 の追加条件		例えば、Bioethics, Philosophy and Public Affairs 等、著名な国際的学術誌。Impact Factor が無い場合にあつては、各研究領域において、卓越した水準と認められる学術誌を区分Sとする。					
「SSの基準」 の追加条件		例えば、Journal of Philosophy, Ethics, Nature等、トップクラスの国際的学術誌。Impact Factorが無い場合にあつては、各研究領域において、国際的に定評のある学術誌を区分SSとする。					
学術的著作・作品の追加条件		学術的著作の書評及び作品の評価の学術誌への掲載については、新聞などでの書評・紹介・引用、学術書等の文献目録での記載、他者の研究史・学界動向論文等における言及を含む。					

資料2 - C 学術面での寄与・貢献の状況（出典：評価委員会資料）

<p>石橋 洋「企業の財産的情報の保護と労働契約」（SS） ：営業秘密等の企業の財産的情報の労働契約による保護について、情報の財としての特質及び秘密保持義務と競争禁止義務の保護法益、そして双方の理論的關係に焦点をあてて検討したもので、研究者、実務家、裁判例に影響を与えた。</p> <p>多田 望「電子船荷証券と貿易金融 EDI の抵触法的規律における諸問題」（S） ：電子商取引における BtoB の好例である電子船荷証券及び貿易金融 EDI を対象とし、それをを用いた貿易取引において生じうる抵触法上の諸問題を検討したもので、抵触法の視点からの全体的考察として国際取引法分野で評価された。</p> <p>松原弘信「当事者論における当事者概念」（S） ：民事訴訟における当事者概念について当事者をめぐる具体的諸問題の検討を通じて「当事者総論」構築に向けての構想を提示したもので、民事訴訟法分野で評価された。</p> <p>木下和朗「イギリス憲法における両院制」（S） ：イギリス憲法における両院制について、ブレア政権期の動向を素材として、上院の役割、機能、特質、上院改革の動向及び立法における両院關係のありかたを検討したもので、比較憲法分野で評価された。</p>
--

資料2 - D 研究業績に対する評価の例

（出典：石橋洋「企業の財産的情報の保護と労働契約」研究業績説明書より作成）

櫻庭・徳住・角山「競争禁止義務と営業秘密保持」ジュリスト 1311号 150～167号（平成18年）

道幸哲也「競争禁止義務制約の法理」知的財産法政策学研究 11号 205頁（平成18年）

資料 2 - E 拠点形成研究 B による優れた研究業績

(出典：吉田勇編『法化社会と紛争解決システム』(成文堂・2006年)所収)

山本悦夫「法化社会と裁判を受ける権利 - 裁判を受ける権利の深化と拡張についての試論 - 」

「司法制度改革審議会意見書」を受け憲法 32 条の裁判を受ける権利についてその再構成を試みる。裁判を受ける権利を 3 つの段階に分け、それぞれの段階の深化及び拡張を問う。訴訟提起の前提条件である法律扶助を裁判を受ける権利の保障に含めること、刑事事件については検察審査会における起訴議決を制度化することを提言する。裁判の公開や対審についてはプライバシー権や企業秘密の保護の見地から見直しが必要であるとする。本論文はさらに仲裁の問題に言及し、仲裁法の及びうる範囲、仲裁手続を当事者自治によって形成していく場合の限界について、憲法論の見地から検討する余地があるとする。

中川義朗「建築行政における紛争予防・実効性確保のための法と政策に関する若干の考察 - 建築基準法第 9 条の「除却命令」を中心にして - 」

建築基準法第 9 条の「除却命令」に関する執行状況を分析し、「是正指導」といった行政指導中心の自治体行政の実態、その原因及び解決策を政策論の見地から検討する。行政と市民との間で起きる行政紛争は世紀の救済手続では解決がなされない性格が強いために法の支配の実現が困難な状況にあるとして、行政指導中心の行政の執行過程の透明・公正化及び紛争の正当な解決・予防のための政策論的提言を行う。

小野義美「高齢者の財産をめぐる紛争予防システム」

増大する認知症高齢者を財産上の被害から保護するためには、被害発生後の紛争解決よりもむしろ、被害発生を予防するサポートシステムの構築が必要であるとの見地から、新しい成年後見制度及び地域福祉権利擁護事業の制度面・運用面の問題を検証する。いずれの制度についても利用状況、サポート体制、運営体制の点で不十分であり、「紛争予防システム」として十分機能しえていないことを明らかにする。そして、このような現状を踏まえ、両制度の改善・充実のためには潜在的ニーズの発掘と相談・支援体制の確立、費用負担の補助、市町村長の申立促進等が必要であると提言する。

多田 望「国際倒産における紛争解決システム」

国際倒産紛争を解決するために必要な法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携を検討する。わが国においてはグローバル化する取引社会の要請に応じて 1999～2000 年に国際倒産に関する法整備が行われた。しかし、これに至るまでにすでに、法的倒産処理に加えて、関係者の交渉による解決を目指す私的整理や個別の和解などが国際倒産においても実務の工夫に基づいて展開されていた。そこで、本論文は過去の倒産事例も分析する中で、双方のシステムの競合と連携を考える。

(2) 分析項目の水準及びその判断理由

(水準) 期待される水準を上回る

(判断理由)

本研究科においては、研究者個人のレベルでは、各自の学問領域における現代的課題についての研究論文が全国学会誌に掲載され、高く評価されるなど学術面で優れた研究業績を創出するとともに、他方では、法科大学院用テキストの執筆・出版を行い、法科大学院教育の充実・発展を図るという社会・経済面での寄与・貢献も大きい。また、共同研究についても積極的に取り組み、拠点形成研究として紛争解決システムに関する研究成果を著書として公表し、引き続き、具体的な制度設計の研究を進めており、学術面、社会・経済面で大きく寄与・貢献している。

したがって、本研究科における研究成果の状況はきわめて良好であり、学術面のみならず社会・経済面においても、研究者個人としてあるいは共同研究者として、直面する現代的課題の理論的・実務的解決に対して寄与・貢献するという研究者、実務家、市民などの関係者の期待を上回っていると判断される。

質の向上度の判断

事例1「ITを利用した臨床教育の向上」(分析項目)

(質の向上があったと判断する取組)

本研究科は「サイバー・クリニック・システムの構築」事業(平成16年度～18年度)により、法学臨床教育、とりわけ、「リーガル・クリニック」の方法と内容について研究し、その充実を図った(資料1-E)。法曹養成のためには法学臨床教育が必要不可欠であるが、従来、このような教育は大学では行われていなかったため、その効果的な教育方法と内容の研究を行った。「サイバー・クリニック・システムの構築」により、本法科大学院の外で実施される法律相談を学生が大学院内の法律相談室・遠隔講義室で受講し、「リーガル・クリニック」の内容を充実させた。他方、これらの法律相談をデジタルデータとして収録し、実務家教員や研究者教員のコメントを付加して学習用映像教材に加工して、臨床教育教材の充実と学生の実務技能の向上を図ることができた。臨床教育教材としては『法律相談模擬問題』、『立替金返還請求事件』がある。続いて、上記事業を受けて、「ローセンターを活用した臨床教育の高度化」事業(平成19年度～)を行っている(資料1-G)。これにより、広域的な無料法律相談を実施して、適切な臨床教材を確保するとともに、法律相談において相談者の聞き取りで得た事実を新たに開発する音声認識言語処理システムでテキストとともに電子カルテを作成する。そして、この電子カルテを集積し、データベース化を行い、典型事例のシミュレーション教材を開発すべく研究を重ねている。

次に、「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」(平成16年度～18年度)を他法科大学院他と共同して実施し、臨床教育教材を開発した(資料1-H、I)。法廷収録システムの導入を通じて模擬裁判などを映像化し、その効率的な教育方法について検討を加えた。これによって、模擬裁判を取り入れている実務系科目の授業内容・教育方法の改善のための検討を効率的に進め、より充実した実務教材を提供し、実務系科目の教育効果を向上させることができた。その成果として、民事模擬裁判資料23件、刑事模擬裁判資料14件、民事ロイヤリング関係資料39件、刑事ロイヤリング関係資料2件の他、映像教材や上記教材を用いた授業の映像記録など合計42件の映像資料を蓄積するに至っている。上記事業を受けて、「実務技能教育指導要項作成プロジェクト」(平成19年度～)を共同実施し(資料1-F)、模擬裁判、ロイヤリング等の実務技能教育に関し、授業の進め方の基本や評価方法を取りまとめた指導要綱や補助資料の映像資料(DVD教材)を作成し、実務技能教育の基礎を確立するための教育方法の研究を行った。その成果として、平成19年度には名古屋大学では民事模擬裁判、早稲田大学では刑事模擬裁判、広島大学では民事ロイヤリングの、岡山大学では刑事ロイヤリングのティーチング・マニュアルを作成した。

したがって、ITを利用した法学教育、とりわけ臨床教育のための教育方法及び内容の研究は向上している。

事例 2 「紛争解決システムの研究」(分析項目、)
(質の向上があったと判断する取組)

本研究科は、法曹養成を目的とする初めての高度専門職大学院であるので、法曹養成という目的に適合するように、従来の法学教育とは異なる教育方法・内容を新たに研究しなければならない。そして、法科大学院設立の目的の一つである理論と実務とを架橋する教育を行うためには、法のみならず、これをめぐる諸制度の研究を行い、現代社会に適合する法・制度の在り方を学生に教育することが必要不可欠である。そのため、本研究科では、本法科大学院における研究はもちろんのこと、法学部とともに共同研究を行っており、具体的には、平成 15 年度に「拠点形成研究 B」として採択された「社会の「法化」に最適な司法制度と紛争解決システムの構築 - 法的解決システムと非法的解決システムの競合と連携 - 」の研究を行ってきた。そして、その成果は、吉田勇編著『法化社会と紛争解決』(成文堂、2006)として公表されている(資料 1 - D、2 - E)。同書は今日における各法分野の紛争解決システムのあり方についての重要な方向性と施策を提示している。たとえば、同書中の多田論文は S ランク論文と評価できるものであり、国際倒産紛争を解決するために必要な法的解決システムと非法的解決システム(私的整理、個別の和解など)の競合と連携を検討するものである。このように、本研究は学術面のみならず、社会・経済面においても大きな寄与・貢献をなしている。

したがって、法学教育における理論と実務の架橋のための研究は向上している。